平成２６年（フ）第１５号
京都府亀岡市吉川町吉田中天田40番地３
債務者　畑　　桂子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第９号
京都府舞鶴市字余部上512番地
債務者　片山　靖夫
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
大阪府柏原市山ノ井町６番44号
債務者　井道　好光
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
栃木県佐野市多田町1735番地２
債務者　小松原政子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２４号
栃木県足利市五十部町241番地　スターハイツ五十部101
債務者　ばろっくこと　須田　次男
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０６２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　森田　　昇
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ207
債務者　野武　政夫
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７７０号
東京都品川区荏原２丁目１―11―101
債務者　朝比奈忠雄
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７１号
東京都大田区南馬込６丁目31―２
債務者　内海　玄宗
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７２号
東京都大田区南馬込６丁目31―２
債務者　内海　綾子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７６号
埼玉県深谷市後榛沢292番地、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区菅生２丁目５―42―310
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７８０号
東京都港区芝３丁目22―８―1302
債務者　岩元　太一（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７８２号
東京都北区神谷２丁目43―12―802
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７８３号
東京都中野区上鷺宮４丁目12―２―304
債務者　吉森　龍太
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７８４号
東京都豊島区要町３丁目41―４―１
債務者　宝力　摩美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部